

市では、高齢者や家族の方のさまざまなご相談に応じるほか、介護予防や地域の見守り事業を行っています。各事業は、原則として65歳以上の方を対象としています。  
詳しくは、介護福祉課(市役所第二庁舎2階)ほかで配布している「高齢者福祉のしおり」、「あなたの笑顔を支える」をご確認ください。各問合先の電話番号は、7面をご覧ください。

# 高齢者の各種制度

## 相談・生活支援

**やすらぎ支援(認知症高齢者家族支援)**  
支援ボランティアが話し相手、声かけ等の援助を行います。  
☑ 軽度の認知症状が見られるおむね65歳以上の方、物忘れがあり不安のある方、その他援助についてのご相談のある方  
☑ 桜町高齢者在宅サービスセンター

**権利擁護センター**  
高齢者や障がいのある方が、地域で安心した生活をしていくために、金銭管理や成年後見制度利用などの相談を受け付けています。また、認知症の高齢者や精神に障がいのある方などの日常生活を援助するため、有料で福祉サービスの利用支援や金銭管理、書類預かりなどを行っています。  
☑ 権利擁護センター

**高齢者地域福祉ネットワーク(民生委員による地域の見守り)**  
安心して住み慣れた地域で暮らしていくため、必要に応じて、民生委員が近隣の方と協力し、見守り・支援の体制を作り、地域の相談役として、住民と行政の橋渡しをしています。  
☑ 75歳以上のひとり暮らし

**高齢者地域福祉ネットワーク(民生委員による地域の見守り)**  
安心して住み慣れた地域で暮らしていくため、必要に応じて、民生委員が近隣の方と協力し、見守り・支援の体制を作り、地域の相談役として、住民と行政の橋渡しをしています。  
☑ 75歳以上のひとり暮らし

により、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等も互いに個人情報を出さずに直接やり取りできるシステムです。  
☑ 年間利用料 3,300円(生活保護世帯の方は無料)  
☑ 介護福祉課包括支援係

**介護職員初任者研修受講費用の助成**  
介護職員初任者研修を修了し、一定要件を満たす方に受講料等の一部を助成します。市でも無料で同研修を実施しています。  
☑ 申込期限 初回のいずれかに該当する方▽市内在住で、研修終了後6か月以内に市内の介護保険事業者として勤務している方▽就労開始後6か月以内▽市内の介護保険事業者として3か月以上継続して勤務している介護職員で、研修終了後も継続して勤務する方(市外在住の方も可) ▽ 研修終了後6か月以内

**助成内容** 受講料等の2分の1(上限3万円。100円未満切り捨て)  
☑ 申請書配布場所 介護福祉課、市ホームページ

**見守りシール事業**  
高齢者等の衣服や持ち物にシールを貼り付けること

**高齢者特別生活援助**  
衣類の入れ替え、大掃除、大家具の移動、照明器具の交換等を援助します。  
☑ 年度内2回利用でき、1回2時間を限度に作業員2人を派遣し、援助します。  
☑ 市内在住で次の要件をすべて満たす方▽ひとり暮らしまたは高齢者世帯▽市民税非課税世帯▽日常生活援助が必要な虚弱な方または要支援・要介護と認定された方  
☑ 1割負担  
☑ 介護福祉課高齢福祉係

**自立支援・日常生活用具の給付**  
① 腰掛便座、入浴補助用具、手すり、スロープ(基準額は年10万円まで) ② シルバーカー(基準額1万5千円)、一本つえ(基準額4千300円)、電磁調理器(基準額1万5千400円)を給付します。  
☑ 要介護認定で①は「非該当」、②は「要支援または要介護」と認定された高齢者で、用具の給付が必要と認められる虚弱な方  
☑ 助成基準額の10%(市民税非課税世帯は3%)。助成限度額を超えな部分は、利用者負担となります  
☑ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

**特別短期生活介護(緊急ショートステイ)**  
介護が必要にもかかわらず、介護者の急病、事故、災害、葬儀、その他の緊急を要する理由で介護ができないときに、一時的に施設で介護します。(原則、1回7日以内)  
☑ 1日千円(食費、管理費等は別途必要)  
☑ 介護福祉課高齢福祉係

**自立支援 住宅改修の助成**  
① 住宅改修防犯給付手すりの取り付け、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え等

**介護する家族のために**  
**家族介護継続支援**  
交流会や講習会等を通して介護による身体的精神的負担の軽減を図ります。詳細はお問い合わせください。  
☑ 認知症高齢者を介護する家族の方等  
☑ 本町高齢者在宅サービスセンター、小金井あんず苑

**家族介護教室**  
適切な介護知識・技術を習得するための教室です。  
☑ 介護に関心のある方等  
☑ 桜町高齢者在宅サービスセンター、本町高齢者在宅サービスセンター、中町高齢者在宅サービスセンター、中町高齢者在宅サービスセンター、小金井あんず苑

**おむつサービス**  
業者を通して、紙おむつや尿取りパット(月8千円以内)を無料で配付します。  
☑ 要介護認定で要介護4または5と認定された失禁状態にある在宅の高齢者(市民税非課税世帯)を介護する家族の方  
☑ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

**車いすの貸し出し**  
☑ 市内在住で次の要件をすべて満たす方(詳細はお問い合わせください)▽要介護認定で要介護1以下の方▽他の制度で車いすの利用ができない方  
☑ 貸出期間 1回につき1か月以内、年度内3回まで(継続利用はできません)  
☑ 1回700円  
☑ 社会福祉協議会

## 市税の納付は、クレジットカード利用が便利です。スマートフォンから簡単に

### 介護予防のために

**小金井さくら体操自主グループ**  
市のご当地介護予防体操である「小金井さくら体操」とストレッチ体操、筋力強化のための「せらばん体操」を実施します。  
☑ 市内在住の65歳以上の方 ※会場により、条件が異なります

**介護支援ボランティアポイント事業(活き生きポラポ)**  
ボランティア活動を行うことにより、高齢者自身の健康増進と介護予防をめざします。  
☑ 市内在住の要介護認定等を受けていない65歳以上の方  
☑ 参加方法 商工会窓口で登録申請を行ってください  
☑ 登録申請について 商工会、事業について 介護福祉課包括支援係

**市デイサービス認定サブスタッフ養成講座**  
介護予防や地域について学びながら、デイサービスで職員の補助として活動する元気な高齢者の方を養成します。(左図参照)  
☑ 市内在住の要介護認定等を受けていない65歳以上の方  
☑ 開催時期 市報等でお知らせします  
☑ 介護福祉課包括支援係

### 地域の見守り

**準愛活動員の電話訪問**  
ひとり暮らしの方等の話し相手や日常生活の相談等を無料で行います。  
☑ ひとり暮らしまたは高齢者世帯(日中のみひとりの方も可)  
☑ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

**ひと声訪問(牛乳等の配達)**  
牛乳またはコーヒート牛乳を無料で配達し、見守りを行います。  
☑ 日常的に見守りが必要な市民税非課税世帯のひとり暮らしまたは高齢者世帯で、近隣に親族がいない方  
☑ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

**救急代理通報システム**  
救急代理通報事業者を通じて、救急時(ボタンを押し)緊急時にボタンを押しと救護者による救助等を得ることができます。  
☑ ひとり暮らしまたは高齢者世帯(日中のみひとりの方も可)

### 高齢者の話し相手に

方も可)で、救急車を呼ぶような慢性疾患等のため常時注意を要する方  
☑ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

**ことばきり券(割引券)の配付**  
市内のごぶきり業協会の店を利用するとき、理髪・洗髪料等が2千円割引になります。  
☑ ひとり暮らしで近隣に親族がいない市民税非課税世帯の高齢者  
☑ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

**入浴券の配付(公衆浴場)**  
公衆浴場の無料入浴券(都内共通)を月7枚配付します。  
☑ ひとり暮らしで近隣に親族がいない高齢者で、自宅にふろがななく、あっても壊れているか、身体的状況により使えない方  
☑ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

### 配食サービス

いひとり暮らしまたは高齢者世帯で、電話のない方に電話を貸与します。  
☑ 市民税非課税世帯  
☑ 設置費、毎月の基本料金と通話料(加付)までは市が負担します。市の負担を超える分が利用者負担となります  
☑ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

**配食サービス**  
週3回を基本として夕食を配達します。  
☑ 要介護認定で「要支援または要介護」と認定されたひとり暮らしまたは高齢者世帯の方で、精神的、身体的理由等により食事の用意ができない方 ※原則として、近隣に親族がいる場合は利用できません  
☑ 1食600円(市民税非課税世帯は300円)  
☑ 他 退院したばかりの方を対象に緊急配食サービスもあります  
☑ 介護福祉課高齢福祉係

### 家具転倒防止器具の取り付け

☑ 市内在住で、ひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯(近隣に親族が居住していないこと)で、当該家屋に引き続き居住する、過去に同制度を利用していない方  
☑ 介護福祉課高齢福祉係

問合先	内容	電話番号
小金井市	介護福祉課高齢福祉係	(☎042-387-9843)
	介護福祉課包括支援係	(☎042-387-9845)
関連施設	小金井きた地域包括支援センター	(☎042-388-2440)
	小金井みなみ地域包括支援センター	(☎042-388-8400)
	小金井ひがし地域包括支援センター	(☎042-386-6514)
	小金井にし地域包括支援センター	(☎042-386-7373)
	権利擁護センター	(☎042-386-0121)
	小金井ボランティア・市民活動センター	(☎042-387-0011)
	桜町高齢者在宅サービスセンター	(☎042-381-0006)
	本町高齢者在宅サービスセンター	(☎042-388-8011)
	中町高齢者在宅サービスセンター	(☎042-386-6513)
	社会福祉協議会	(☎042-386-0294)
	緑寿園ケアセンター	(☎042-462-1206)
小金井あんず苑	(☎042-388-7511)	
商工会	(☎042-381-8765)	